

1 はじめに

県の独自事業であり、価格が低落し一定基準額以下になった場合、生産者・県・市町・JA・経済連が事前に積立てた資金を生産者のみなさんに補給金として交付する事業です。

2 対象品目

対象となる野菜は、次の通りです。 ■ は、鹿児島県加入品目

いちご、いんげん、実えんどう、さやえんどう、スナップえんどう、オクラ、かぼちゃ、キャベツ、きゅうり、洗いごぼう、土付きごぼう、こまつな、さつまいも、さといも、そらまめ、だいこん、トマト、ミニトマト、なす、にがうり、にんじん、白ねぎ、はくさい、青パパイア、ばれいしょ(本土・熊本・大島)、ピーマン、ブロッコリー、らっきょう

(特認品目)

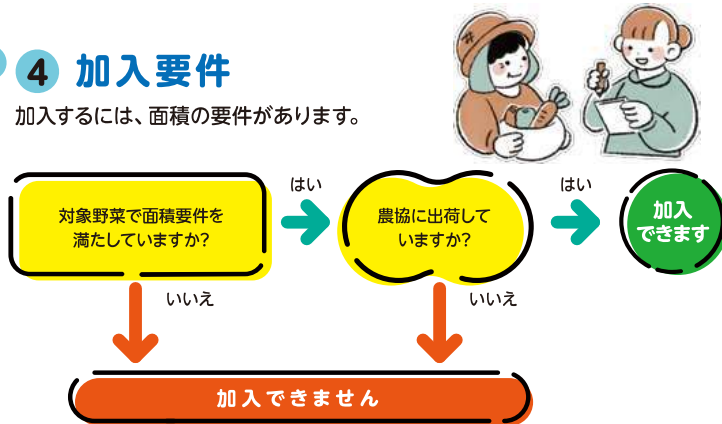
グリーンボール (JAいぶすき・山川の区域内で生産・出荷されたものに限る)
みずな (JA鹿児島みらいの区域内で生産・出荷されたものに限る)

3 産地の要件

面積と出荷に係る要件があります。要件が満たされれば、農協の申込みを受けて青果物基金協会の理事会で承認します。

4 加入要件

加入するには、面積の要件があります。



注) 収入保険を利用される方は野菜価格安定事業が利用できません。(令和8年1月～)

5 価格差補給金

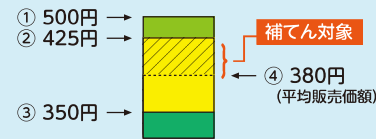
対象野菜の保証基準額と平均販売価額との差額の80%を補てんします。

[補てんの仕組み] 市場に出荷した平均販売価額が過去の平均販売価額(85%保証基準額)を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんします。

(例) いんげんの場合

- ① 基準額500円/kg (過去9カ年の平均販売価額)
- ② 保証基準額425円/kg (①基準額の85%)
- ③ 最低基準額350円/kg (①基準額の70%)

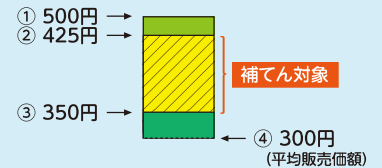
case 01 保証基準額② > 平均販売価額④ > 最低基準額③



価格差補給金交付単価は
 $(②425円 - ④380円) \times 80\% = 36円$

平均販売価額とは、市場で販売された野菜の月別価額をいいます。これは、農家やJA個別の平均価額ではなく、経済連を通じて月別に販売したすべての市場全体の平均販売価額をいいます。

case 02 最低基準額③ > 平均販売価額④



価格差補給金交付単価は
 $(②425円 - ③350円) \times 80\% = 60円$

6 負担金

県が定める算出基準にもとづき負担金単価は算定され、生産者・県・市町・JAおよび経済連は、次のような割合で資金を事前に積立てます。

[負担割合]

生産者	県	市町	JA	経済連	合計
20%	36.5%	13%	14%	16.5%	100%

(例) いんげんの場合

- ① 基準額500円/kg (過去9カ年の平均販売価額)
- ② 保証基準額425円/kg (①基準額の85%)
- ③ 最低基準額350円/kg (①基準額の70%)
- ④ 資金造成単価60円/kg (②-③) × 80%)

生産者の負担金単価は、次のようになります。

資金造成単価 × 生産者の負担割合 $60円/kg \times 20\% = 12円/kg$